

町屋通信

令和7年
5月号

春本番の陽気ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

日頃は本会の活動へのご理解ご協力をありがとうございます。当法人は滋賀県下に2団体ある面会交流支援団体のうちの1つとして、令和3年より活動を続けています。「晴れの日も雨の日も、寄り添う」がテーマのかずきよ行政書士事務所併設される形で、大津市に誕生しました。現在は膳所に本店を移転し、東近江市に活動スペースを設けるという2拠点体制にて運営しています。

面会交流支援の他、関連する法律の勉強会を開催しており、今後も現代社会の様々な親子関係をあたたかくみまもっていく所存です。今後とも、よろしくをお願いいたします。 理事長 稲見（旧姓 井手）

講座特集

受講料は、お気持ちで結構です(目安 1,000円~)。当団体の運営に役立てさせていただきます。必要な方に情報が届くことを願っています。

①

未成年後見人を遺言書で指定する方法 (90分)

未成年後見人は、万が一親権者が亡くなってしまったときに、未成年者の財産管理や監護を行う人のことを言います。わかりやすく表現すると、未成年者の代わりに契約を結ぶなどの行為ができる立場の人です。

遺言書では、未成年後見人を指定することができます。

「この人をお願いしたい」という人がもしおられたら、万が一に備えて遺言書を作ることをおすすめします。

この講座では、実際の遺言書（未成年後見人を指定する内容）をご紹介したうえで、

- ・ご自身で遺言書を作成するための書式
- ・できあがった遺言書を保管する場合の注意点のまとめ

をお渡します。

ご自宅でゆっくり書かれるのもよいですし、当事務所のお部屋で書いていただくことも可能です（自筆証書遺言）。

*お子さんが未成年の間に、親御さんに万が一のことがあるというのは、非常に少数かもしれませんが、実際に事例がありました。お守り代わりの遺言書を、一緒に作っていませんか。

②

【ひとり親の万が一に備える】転ばぬ先の保険 うまく使いこなそう (45分)

ひとり親は、子どもにとって唯一の稼ぎ頭です。実際に、ストレスやご苦労も多いことと思います。病気をしたりして、貯蓄もなかなかできない人も多いです。病気や事故にあったがために、悲しさと貧しさが同時に来てしまうことが現実にあるのです。

このように厳しい現実がありますが、「貧しさ」については事前に対策することができます。具体的には、民間の保険をうまく使うことです。ひとり親家庭とそうでない家庭では、保険の設計も使いこなし方も違います。今回は、ひとり親時代、さらにその先を見据えたライフプランと保険のお話をさせていただきます。リスクは適切に対策をして、安心・元気に過ごしましょう。

③

ひとり親家庭向け 奨学金セミナー (30分) *小学生以上対象

新年度、始まりました！母子家庭限定の奨学金は、毎年3月ごろに募集されています。成績や年収などの要件があるものもあるので、応募までの時間がまだあるうちに、どのような制度があるかご紹介いたします。返還不要のものもありますので、お子さんの学びや夢の一助としていただければと思います。元塾講師・奨学金ハンターの理事長稲見がわかりやすく解説します。

各講座の開催日時

日時: 各週日曜日 午後1時~2時(5日前までの要予約)、場所は北町屋事務所です。講師は、当団体理事長 稲見が担当します。

*各週日曜日以外の時間帯については個別にオンラインで対応します。深夜(23時まで)の開催も可能です。ご希望の日時がありましたらご要望下さい。

問い合わせ先

メール info@kazukiyo.site

電話 070-5501-8525 担当 稲見

おねがい

かずきよ研究所では、ご家庭で遊び終わったおもちゃや、絵本などの寄付をお願いしております。面会交流支援事業等にて、活用させていただきます。大変恐縮なお願いですが、送料はご負担ください。
送付先: 〒529-1443 滋賀県東近江市五個荘北町屋町163
かずきよ行政書士事務所